

療養費の支給申請について

療養費の支給要件に該当する場合は、一旦全額自己負担していただきますが、申請して審査で認められれば、自己負担分を除いた額が後から支給されます。申請の際は、下記の必要書類を医師国保までご提出ください。

1. 保険証を持参できなかった場合	2. 補装具を作成したとき
<p>保険証を持参せずに医療機関・調剤薬局にかかり、全額を支払ったとき</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 診療報酬明細書(レセプト)のコピー ③ 領収書の原本</p> <p>『診療報酬明細書(レセプト)のコピー』は、受診した医療機関等の窓口に「保険組合に療養費の申請をするために必要である」旨を申し出て発行を依頼してください。</p> <p>医師国保の資格取得日以降に前の保険証を使用してしまい保険者負担分を前の保険者に支払ったとき</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 保険者から発行されたレセプトのコピー(封書の場合は開封せずにそのまま提出してください) ③ 領収書(保険者に支払った金額がわかるもの)</p>	<p>医師の指示のもとに治療用装具(コルセット等)を作成したとき</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 医師が治療上で装具を必要と認めた診断書又は指示書(原本) ③ 領収書の原本 (装具の明細が記載されているもの)</p> <p>小児弱視等の治療用眼鏡・コンタクトレンズを作成したとき(対象年齢：9歳未満)</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 医師による診断書又は眼鏡等の作成指示書のコピー(度数・検査結果等が記載されたもの) ③ 領収書の原本</p>
3. 海外療養費	4. はり・きゅう又はあんまマッサージを受けた
<p>※治療を目的に渡航された場合や日本国内で保険適用となっていない医療行為は対象外になります。</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 調査に関わる同意書 ③ 診療を受けた方のパスポートのコピー(本人確認及び渡航期間が確認できる箇所) ④ 診療内容明細書(Form A 及び翻訳続紙) ⑤ 領収明細書(Form B 及び翻訳続紙) ⑥ 領収書の原本</p>	<p>※医師が治療上必要であると認めた場合に限り保険給付の対象となります。</p> <p>【必要書類】</p> <p>① 療養費支給申請書 ② 施術内容証明書 (施術した内容を証明できる書類) ③ 領収書の原本 ④ 医師の同意書又は診断書</p>

【注意事項】

※ 申請後、岐阜県国民健康保険団体連合会に審査提出するため、支払いまでに3ヶ月程かかりますのでご了承ください。

※ 支払った日の翌日から2年を経過しますと時効により申請できなくなりますのでご注意ください